

# 山梨県公報

第二千四十五号

平成二十二年

五月三十一日

月 曜 日

## 目 次

土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている区域の一部の解除……………三四一

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………三四一

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三四五

行政文書の開示の実施状況……………三四五

個人情報保護条例の施行状況……………三四六

一般競争入札について……………三四六

## 監査委員

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令……………三四九

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令……………三四九

## 告 示

### 山梨県告示第二百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成二十一年七月六日山梨県告示第二百一十一号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

平成二十二年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定を解除する区域 南都留郡西桂町小沼九五八番地一の一部

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン

三 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 なし(土壤汚染対策法施行規則第八条の規定による試料採取等を実施した結果、土壤汚染対策法第六条第一項第一号に該当しないと認められた。)

### 山梨県告示第二百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項の規定により土砂災害警戒区域を、同法第八条第一項の規定により土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。その関係図面は、山梨県土木整備部砂防課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

平成二十二年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 土砂災害警戒区域

市町村名	土砂災害警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域の表示 (次図のとおり (図面省略))
甲府市	羽黒 1	急傾斜地の崩壊	
	羽黒 2	急傾斜地の崩壊	
	羽黒の 2	急傾斜地の崩壊	
	小松町	急傾斜地の崩壊	
	和田町 1	急傾斜地の崩壊	
	和田町 2	急傾斜地の崩壊	
	和田町 3	急傾斜地の崩壊	
	和田町の 2	急傾斜地の崩壊	
	湯村	急傾斜地の崩壊	
	湯村の 2 1	急傾斜地の崩壊	
	湯村の 2 2	急傾斜地の崩壊	
	湯村の 2 3	急傾斜地の崩壊	

3	上積翠寺町の5	急傾斜地の崩壊
2	上積翠寺町の5	急傾斜地の崩壊
5 1	上積翠寺町の3 2・上積翠寺町の1	急傾斜地の崩壊
1	上積翠寺町の3	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町の2・ 上積翠寺町の4	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 5	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 4	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 3	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 2	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 1	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 5	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 4	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 3	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 2	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 1	急傾斜地の崩壊
	湯村の2 4	急傾斜地の崩壊

西沢川	土石流	急傾斜地の崩壊
下湯川	土石流	急傾斜地の崩壊
湯川	土石流	急傾斜地の崩壊
湯川西沢	土石流	急傾斜地の崩壊
酒折町の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
酒折町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
愛宕町の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東光寺町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東光寺3丁目 2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
東光寺3丁目 1	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
横根町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
愛宕町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
愛宕町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
元紺屋町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
善光寺町の2	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
善光寺町	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
山宮	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
古府中2丁目	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊
岩窪2丁目	急傾斜地の崩壊	急傾斜地の崩壊

高倉川	西高倉川	まむし沢	南梅沢	東西沢	相川 3	相川 2	相川 1	西沢川	梓川	上梅沢	梅沢	下梅沢	下不動沢川	不動沢川	金子沢 2	金子沢 1	西川	村の内沢
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

二 土砂災害特別警戒区域

甲府市						市町村名	土砂災害特別警戒区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害特別警戒区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり (図面省略)
和田町 3	和田町 2	和田町 1	小松町	羽黒の2	羽黒 1	急傾斜地の崩壊			

湯村 5	湯村 4	湯村 3	湯村 2	湯村 1	洞 2	洞 1	大山沢川	大円川
地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	地滑り	土石流	土石流

1	上積翠寺町の3	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町の2・ 上積翠寺町の4	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 5	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 4	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 3	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 2	急傾斜地の崩壊
	上積翠寺町 1	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 5	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 4	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 3	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 2	急傾斜地の崩壊
	湯村の3 1	急傾斜地の崩壊
	湯村の2 4	急傾斜地の崩壊
	湯村の2 3	急傾斜地の崩壊
	湯村の2 2	急傾斜地の崩壊
	湯村の2 1	急傾斜地の崩壊
	湯村	急傾斜地の崩壊
	和田町の2	急傾斜地の崩壊

	湯川西沢	土石流
	酒折町	急傾斜地の崩壊
	愛宕町 の2	急傾斜地の崩壊
	東光寺町	急傾斜地の崩壊
	東光寺3丁目 2	急傾斜地の崩壊
	東光寺3丁目 1	急傾斜地の崩壊
	横根町	急傾斜地の崩壊
	愛宕町	急傾斜地の崩壊
	愛宕町	急傾斜地の崩壊
	元紺屋町	急傾斜地の崩壊
	善光寺町 の2	急傾斜地の崩壊
	善光寺町	急傾斜地の崩壊
	山宮	急傾斜地の崩壊
	古府中2丁目	急傾斜地の崩壊
	岩窪2丁目	急傾斜地の崩壊
3	上積翠寺町の5	急傾斜地の崩壊
5	2・上積翠寺町の 1	急傾斜地の崩壊

大円川	高倉川	西高倉川	まむし沢	南梅沢	東西沢	相川 2	相川 1	西沢川	上梅沢	梅沢	下梅沢	下不動沢川	不動沢川	西川	村の内沢	西沢川	下湯川
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
 平成二十二年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年五月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人山梨県防犯設備士協会

2 代表者の氏名 保坂美吉

3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地

4 定款に記載された目的

この法人は、山梨県民に対して、警察と協働してより安全で信頼できる防犯機器・防犯設備の普及を促進するとともに、地域安全活動を通じて県民の防犯意識の高揚を図り、地域の安全で安心な町づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年五月二十一日から同年七月二十日まで

● 行政文書の開示の実施状況

山梨県情報公開条例（平成十一年山梨県条例第五十四号）第三十六条第二項の規定により、平成二十一年度における各実施機関の行政文書の開示の実施状況を次のとおり公表する。

平成二十二年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

一 行政文書の開示の状況

開示請求 四二三件

開示決定 三六六件

全部開示決定 一五八件

一部開示決定 二〇八件

不開示決定 一九九件

取下げ 三八件

不服申立て 一件

不服申立てに対する裁決又は決定 二件  
二 実施機関別の請求の状況  
知事 三〇五件  
議会 一四件  
教育委員会 五四件  
選挙管理委員会 二七件  
人事委員会 二件  
公営企業管理者 三件  
警察本部長 一八件

● 個人情報保護条例の施行状況

山梨県個人情報保護条例（平成十七年山梨県条例第十五号）第七十三条第二項の規定により、平成二十一年度における各実施機関の山梨県個人情報保護条例の施行状況を次のとおり公表する。  
平成二十二年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 山梨県個人情報保護条例の施行状況
  - 個人情報保護取扱事務の登録の件数 九一七件
  - 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の件数 八、〇四〇件
  - 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の処理状況 八、〇四〇件
  - 不服申立ての件数 〇件
  - 不服申立ての処理状況 〇件
  - 事業者の登録状況 八四二件
  - 事業者に対する調査、助言、勧告及び公表の件数 〇件
- 二 実施機関別の開示請求、訂正請求及び利用停止請求の状況
  - 知事 一五八件
  - 教育委員会 五、六四八件
  - 人事委員会 一〇八件
  - 警察本部長 二、一二六件

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十二年五月三十一日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 一般競争入札に付する事項
  - 1 工事番号 営繕課一〇〇〇五〇
  - 2 工事名 山梨県立図書館建設工事（継続）（以下、「対象工事」という。）
  - 3 工事場所 山梨県甲府市北口二丁目地内
  - 4 工事概要
    - (一) 建物用途 図書館
    - (二) 建物規模 建築面積三千六百三十八平方メートル、延べ面積一万五百五十五平方メートル
    - (三) 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下一階、地上四階建て
    - (四) 使用する主要な資機材 コンクリート 約九千七十三立方メートル、鉄筋 約千六十三トン、鉄骨 約千百三十九トン
- なお、対象工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第百四号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- 5 工期 平成二十四年五月三十一日まで
- 6 予定価格 三十一億千七百四十五万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 7 対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。
- 二 一般競争入札の参加資格
  - 1 共同企業体の構成員に係る参加資格
    - (一) 平成二十二年度における建設工事の請負の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十二年山梨県告示第百八号）に基づく建築一式工事に係る一般競争入札参加資格を有していること。
- 任意の三者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という。）であつて、次に掲げる条件に該当する者であること。

(二) 平成二十一年十一月一日の直前に終了する事業年度を対象とした経営事項審査の建築一式工事に係る総合評価値が、代表構成員にあつては千六百点以上、代表構成員以外の構成員にあつては八百五十点以上の者であること。

(三) 代表構成員は、元請けとして請け負い、平成九年四月一日以降に完成、引き渡し済みの建築一式工事で、次の(1)から(3)に掲げる要件をすべて満たす施工実績を有すること。ただし、当該建築一式工事を共同企業体の構成員として施工した場合にあつては、当該共同企業体への出資比率が二十パーセント以上の場合のものに限る。

(1) 主たる構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であること。

(2) 用途が図書館、美術館、博物館、学校、病院、事務所、庁舎又は住宅（以下「図書館等」という。）であること。

(3) 延べ面積が五千平方メートル以上であること。ただし、施設の用途が複数であるものにあつては、図書館等と認められる部分の床面積の合計が五千平方メートル以上であること。

(四) 各構成員は、JIS Q 9001 2000 (ISO9001 2000) (以下「ISO9001 2000」という。)を次に掲げる条件のすべてを満たしたうえで認証取得していること。

(1) 認証取得している事業活動が対象工事の内容に一致していること。

(2) 対象工事を実際に施工する組織がISO9001 2000を認証取得していること。

(3) 財団法人日本適合性認定協会又は同協会と相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関から認証されていること。

(五) 技術者の配置について、次に掲げる条件をすべて満たすこと。

(1) 建設業法（昭和二十四年法律第百号）に基づく適正な技術者一名を構成員それぞれが専任で配置できる共同企業体であること。なお、代表構成員にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する一級建築施工管理技士又は同等以上の資格を有する者で、平成九年四月一日以降に監理技術者主任技術者、工事実績情報システム（CORINS）に登録されている担当技術者又はCORINSに登録されている監理技術者資格者証を有した現場代理人として、二の(1)の(三)の(1)から(3)に掲げる工事（完成、引き渡し済みのものに限る。）の施工実績を有する者とする。

(2) 配置する技術者は、当該建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加資格確認申請の日以前に三月以上の期間、継続した雇用関係があること。）が

なければならず、配置技術者の変更は、死亡、傷病又は退職等県が認める理由のほかは、原則として工事完成まで認めない。

(六) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(七) 入札日以前六月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。

(八) 入札日において不渡りによる取引停止処分を受けてから二年を経過しない者でないこと。

(九) 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、入札参加資格確認申請締切日までに競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。

(十) この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」（以下「指名停止措置要領」という。）に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。

(十一) この公告の前日一月間に、山梨県発注工事において五十五点未満の工事成績評定通知を受けていない者であること。ただし、五十五点未満の中で工事成績採点審査項目の法令遵守等における一から四までに該当する指名停止措置による減点を除いた点数が五十五点以上の者は参加できる。

(十二) 契約締結日の一年七月前の日の直後の事業年度終了の日以降に経営事項審査を受けている者で、原則としてこれに係る経営事項審査結果通知書を提示できる者であること。

(十三) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(十四) 山梨県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。

2 共同企業体の参加資格

(一) 共同企業体の結成は、二の(1)の条件を満たす者の自由意思に委ねる自主結成方式とする。

(二) 代表構成員の出資比率は、構成員中最大であること。

(三) 代表構成員以外の各構成員の出資比率は、二十パーセント以上であること。

(四) 各構成員は、対象工事に係る入札において、同時に二以上の共同企業体の構成員でないこと。

### 三 総合評価の方法

(一) 総合評価は、入札参加者の標準点と加算点の合計である技術評価点を当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。なお、標準点は百点とする。評価値＝技術評価点／入札価格×一億

＝(標準点＋加算点)／入札価格×一億

(二) 加算点は、評価項目ごとに評価の基準に基づき評価を行った結果、評価項目ごとの得点(以下「評価点」という。)の合計とする。なお、加算点の最高は、六十点とする。

#### 四 入札手続等

##### 1 契約条項を示す場所及び担当部局

(一) 契約に関すること

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土

整備部県土整備総務課 契約担当 電話〇五五 二二三 一六七三

(二) 設計その他に関すること

郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土

整備部営繕課 企画担当 電話〇五五 二二三 一四〇〇

##### 2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十二年七月二十二日(木)までに、「山梨県公共事業ポータルサイト」(<http://www.cals.pref.yamanashi.lg.jp>)の「情報公開サービス」中、「入札公告」からダウンロードすること。

##### 3 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料等の提出方法

平成二十二年六月十四日(月)から平成二十二年六月十八日(金)までの毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに山梨県県土整備部県土整備総務課 契約担当(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に持参すること。

##### 4 入札及び開札の日時及び場所

平成二十二年七月二十三日(金) 午前十時 山梨県庁北別館五〇六会議室(山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)

##### 5 郵送による入札書を受領期限及び場所

平成二十二年七月二十二日(木) 午後五時までに山梨県県土整備部県土整備総務課 契約担当(郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号)に必着すること。

##### 6 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を

切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

##### 7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない共同企業体の行った入札、入札参加資格確認申請書又は入札参加資格確認資料等に虚偽の記載をした共同企業体の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた共同企業体であっても、入札時において二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった共同企業体の行った入札は、無効とする。

##### 8 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した共同企業体のうち、三の(一)の評価値の最も高い共同企業体(以下、「最高評価値者」という。)を落札者とする。ただし、最高評価値者の入札価格では、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は最高評価値者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の共同企業体のうち、評価値の最も高い共同企業体を落札者とする。その他

#### 五 その他

##### 1 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### 2 入札保証金

納付を要する。ただし、山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号)第百八条の二の規定に該当する共同企業体は、入札保証金を免除する。

##### 3 契約保証金

納付を要する。ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

##### 4 契約書作成の要否

要(山梨県建設工事請負契約約款を用いる。)

##### 5 契約の締結

(一) この公告に係る契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和三十九年山梨県条例第十三号)に基づき、山梨県議会において

議決を付す必要のある契約であるので、議決があるまでの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

(二) 落札者（構成員を含む。）が契約締結までの間に二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止措置要領に基づく指名停止措置を受けた場合（工事関係者事故に係る措置基準に基づく指名停止で、指名停止期間が二週間以下のもを除く。）は、契約を締結しない。この場合、仮契約期間中において仮契約を解除し本契約を締結しないものとする。また、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 談合の禁止、談合に対する契約解除及び違約金規定

入札に参加しようとする共同企業体は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

7 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Subject matter of the contract to be procured

(1) Construction work of the Yamanashi Prefectural Library

(2) Scale of Building

Building Area: 3,638 m<sup>2</sup>

Gross Floor Area: 10,555m<sup>2</sup>

(3) Structure: Steel framed reinforced concrete construction, including reinforced concrete and steel construction in parts. The structure contains a basement and four floors above ground.

2 Date and Time for tender

10:00AM July 23, 2010 (The tenders to be mailed must be arrived by 5:00PM July 22, 2010)

3 Bureau in charge

Contract Section, Administrative Division for Prefectural Land Development, Prefectural Land Development Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu-shi Yamanashi-ken 400-8501 Japan TEL 055-223-1673

監査委員

山梨県監査委員訓令第一号

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

山梨県監査委員	輿水修策
同	中込孝元
同	土屋直伸
同	岡伸

山梨県監査委員事務局規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第三号中「並びに」の下に「時間外勤務代休時間及び」を加え、同条第五号中「児童手当」の下に「及び子ども手当」を加える。

附則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の山梨県監査委員事務局規程の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

山梨県監査委員訓令第二号

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日

山梨県監査委員	輿水修策
同	中込孝元
同	土屋直伸
同	岡伸

山梨県監査委員事務局職員服務規程の一部を改正する訓令

山梨県監査委員事務局職員服務規程（昭和四十八年山梨県監査委員訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「除く。」を、「除き、地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を含む。」に改める。

第三条第二項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、同項の願及び届に記載すべき事項を記載した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて、当該願及び届に代えることができる。

第四条第五項、第五条第二項、第七条、第九条第二項及び第十一条中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第十五条中「職務に関連した事項について」を「裁判員、」に、「裁判所その他の官

公庁」を「官公署」に改める。

第十七条第一項中「昭和二十八年山梨県条例第五号」の下に「。以下「勤務時間条例」という。」を、「ただし、」の下に「職員は、あらかじめ有給休暇の願い出がでなかつたときで」を、「所属長が」の下に「その理由を」を加え、同条第二項中「止むを得ない」を「やむを得ない」に改め、同条に次の二項を加える。

4 職員は、勤務時間条例第八条の四第一項の規定による時間外勤務代休時間の指定を受けようとするときは、その指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る月の翌月の初日以降速やかに所属長に申し出なければならない。

5 前項の規定による申出があつたときは、所属長は、時間外勤務代休時間指定簿により、時間外勤務代休時間の指定を代表監査委員が定める日までに行うものとする。  
第十七条の次に次の一条を加える。

(介護休暇)

第十七条の二 職員は、勤務時間条例による介護休暇を得ようとするときは、介護休暇願簿により、あらかじめ願い出て承認を得なければならない。

第十八条中「山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」を「勤務時間条例」に、「無給休暇願簿」を「無給休暇承認申請書」に改める。

第十九条第一項中「昭和二十六年山梨県条例第五号」の下に「及び職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号）」を、「ただし、」の下に「職員は、あらかじめ職務免除の願い出がでなかつたときで」を、「所属長が」の下に「その理由を」を加え、同条第三項中「（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第三号）」を削り、「第九号、第十号、第十一号及び第十五号」を「第三号、第四号、第六号及び第十二号」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十条中「前三条」を「第十七条から前条まで」に改める。

第二十一条中「年次有給休暇請求簿」の下に「、介護休暇願簿」を加える。

第二十七条第六号中「及び年次有給休暇請求簿」を「、年次有給休暇請求簿及び時間外勤務代休時間指定簿」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二 第十七条の二の介護休暇願簿

第二十七条第七号中「無給休暇願簿」を「無給休暇承認申請書」に改め、同条第八号中「職務免除簿」を「職務免除願簿」に改める。

#### 附 則

この訓令は、公布の日から施行し、この訓令による改正後の山梨県監査委員事務局職員服務規程の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。